

発電設備に係る点検・調査報告書

平成 19 年 3 月 30 日

電源開発株式会社

目 次

1 . 点検・調査目的	1
2 . 点検・調査体制	2
3 . 点検・調査方法、対象等	6
3.1 点検・調査方法	6
3.2 点検・調査対象	6
3.3 アンケート実施状況	7
3.4 法令違反等の有無の判断基準	8
3.5 法令違反事案の評価区分	8
4 . 点検・調査結果	10
4.1 法令違反等の事案	10
4.2 各事案の詳細	10
4.3 アンケートに基づく調査結果	11
5 . 原因究明	11
5.1 原因分析	11
5.2 コンプライアンスの取り組み	12
6 . 再発防止策	13
6.1 各事案・各機関特有の原因に対する再発防止策	13
6.2 全社的な再発防止の方向性	13
7 . 今後の取り組み	15

別冊 1 火力発電設備に係る点検・調査結果

別冊 2 水力発電設備に係る点検・調査結果

1. 点検・調査目的

当社は、平成 18 年 11 月 21 日に、経済産業省原子力安全・保安院及び国土交通省河川局から水力発電設備に係る点検・調査の指示を受け、当該設備を点検・調査したところ、電気事業法及び河川法に係る定期報告や許認可、届出について不適切な取扱いがあったことが判明した。

さらに、平成 18 年 11 月 30 日には、経済産業省より「発電設備に係る点検について」（経済産業省原院第 1 号）に基づき、当社の発電設備に係るデータ改ざん、必要な法的手続きの不備その他の同様な問題がないか点検を求められた。

当社はこれまで「企業理念」及び「企業行動規範」に基づき、「コンプライアンス行動指針」、「コンプライアンス推進規程」等を制定し、社員一人一人が法令、企業倫理を遵守し、社会常識に従い行動することを心がけてきたところである。こうした中で、今般、このような問題が生じたことを厳粛に受け止め、これまでの法令違反等の実態を調査してその原因を把握し、再発防止と今後のコンプライアンス体制の一層の充実に努めるべく、まずは、全発電所について関係法令等に係る不適切な取扱いがなかったのかを徹底して洗い出し、発電設備に係るデータ改ざん、必要手続きの不備その他の同様な問題がないか点検・調査を行い、その状況を確認することとした。

本報告書はこの点検・調査結果を取りまとめたものである。

当社では、今回の点検・調査をもって発電設備に係る法令違反等の問題を出し切り、真摯な反省の下に再発防止策を講じていくことにより社会的信用の回復に取り組む出発点とする所存である。

参考：「発電設備に係る点検について」

（経済産業省原子力安全・保安院 平成 18・11・30 原院第 1 号）

先般、中国電力株式会社による土用ダムのデータ改ざんが明らかになり、また東京電力株式会社、北陸電力株式会社及び関西電力株式会社が河川法に基づき許可を得ないで水力発電設備の工事を実施していた可能性があるとの情報を得て、11 月 21 日に水力発電設備を有する電気事業者に対して、水力発電設備に係る調査を行いその結果を 12 月 20 日までに報告することを指示したところです。

その他にも水力発電設備におけるダムの測定値や、火力・原子力の発電設備における冷却用海水の温度測定値に対する不適切な補正が明らかになるなど、憂慮すべき事案が続いている状況です。

このような状況から、原子力安全・保安院は、貴社の水力発電設備、火力発電設備、原子力発電設備に対し、11 月 21 日に指示したものの以外についても、データ改ざん、必要な手続きの不備その他の同様な問題がないか、点検を行うことを求めます。

以上

2. 点検・調査体制

常設の「全社コンプライアンス委員会(委員長:中垣社長)」の下に、今回の点検・調査の実施主体として「点検・調査統括本部(本部長:沢部副社長)」(以下「統括本部」という)を設置し、さらに火力、水力の各部門ごとに「火力部門点検・調査対策部会(部会長:沢部副社長、副部会長:秦野常務取締役)」(以下「火力部会」という)、「水力部門点検・調査対策部会(部会長:沢部副社長、副部会長:前田常務取締役)」(以下「水力部会」という)を置いた(注)。

注: 当社は「原子力発電設備」を保有していない。

火力・水力両部会は各機関(火力発電所及び支店)に点検・調査指示を出し、各機関は、各機関に設置されている「機関別コンプライアンス委員会」(委員長:火力発電所長又は支店長)の監督下、この指示に従って各機関ごとの点検・調査を実施した。

次に、各機関が取りまとめた点検・調査結果の客観性、透明性を確保するため、火力・水力両部会から各機関に派遣した作業チーム(以下「部会作業チーム」という)が点検・調査プロセスを検証し、その客観性、透明性を確認した。

この部会作業チームは、クロスチェックの観点から、本店の発電部門、経営企画部門及び総務・法務部門の社員並びに他の火力発電所又は支店の社員により構成し、さらに、弁護士も部会作業チームのアドバイザーとして現地での検証に参加した。

さらに、水力発電設備の点検・調査に当たっては、ダム安全性確認の観点から社外有識者の助言も得ている。

また、各機関による点検・調査と並行して、既設の「コンプライアンス相談窓口」において、当社グループ全従業員を対象としたアンケートを実施し、発電設備に係る関係法令等についての現在及び過去における反コンプライアンス事案の有無の調査を行った。そして、アンケートにより指摘された事項については、コンプライアンス相談窓口が部会作業チームに調査を指示し、現地での事実関係の確認・調査において、水平展開を行って反コンプライアンス事案のさらなる掘り起こしに努めた。部会作業チームは、この検証の結果をそれぞれの部会に報告した。

統括本部では、平成19年3月22日に火力・水力両部会から各部会ごとに取りまとめた点検・調査報告書の提出を受け、これら報告書を基に本報告書案を作成し、平成19年3月26日に全社コンプライアンス委員会に付議し、同委員会は慎重な評価と審議を行った上で本報告書案を承認した。なお、当社内における本報告書の検討に当たっては、部会アドバイザーとは別の弁護士に全社コンプライアンス委員会アドバイザーとして参加を求め、報告書案の評価に関するアドバイスを得た。

その後、本報告書は、平成19年3月27日、当社の全常勤役員により構成される常務会に報告され、了承されている。

以上の調査体制を図2-1に、全社コンプライアンス委員会、統括本部、火力・水力両部会の構成員を表2-1に、全社コンプライアンス委員会、統括本部、火力・水力

両部会の開催状況を表 2-2 に、機関別コンプライアンス委員会を設置している機関を表 2-3 にそれぞれ示す。

図 2-1：発電設備に係る点検・調査体制

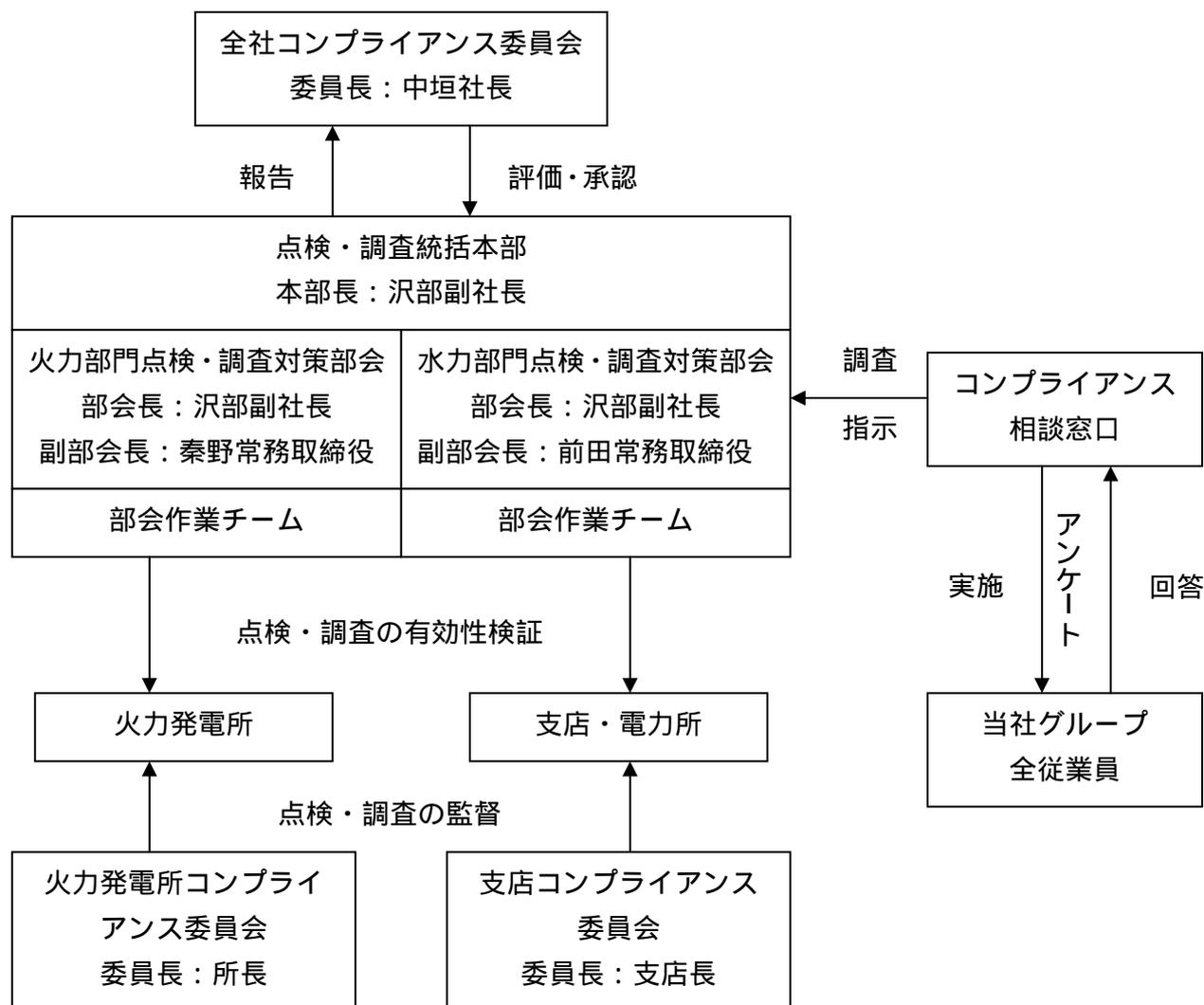


表 2-1：全社コンプライアンス委員会、点検・調査統括本部、火力部門点検・調査対策部会及び水力部門点検・調査対策部会の構成員

2-1-1：全社コンプライアンス委員会構成員

委員長： 中垣社長

副委員長： 沢部副社長

委員： 北村常務取締役、竹股執行役員経営企画部長、秘書広報部長、
人事労務部長、総務部長、業務監査部長（事務局長）

（本件に関しては、中神副社長、宮下副社長、太田副社長他関係役員も
委員長指名により出席）

アドバイザー： 西村ときわ法律事務所 木目田裕弁護士、同 山本憲光弁護士

事務局： 業務監査部

2-1-2：点検・調査統括本部

本部長： 沢部副社長

副本部長： 秦野常務取締役、前田常務取締役

メンバー： 小杉常務執行役員、田澤常務執行役員、竹股執行役員経営企画部長、
水力・送変電部長、水力エンジニアリング部長、火力発電部長、
火力エンジニアリング部長、設備運用部長、総務部長、
業務監査部長

アドバイザー： 岩田合同法律事務所 吉原朋成弁護士、同 上田淳史弁護士、
同 沖田美恵子弁護士、同 溝口貴之弁護士

事務局： 経営企画部、総務部、業務監査部

2-1-3：火力部門点検・調査対策部会

部会長： 沢部副社長

副部会長： 秦野常務取締役

メンバー： 田澤常務執行役員、火力発電部長、火力エンジニアリング部長、
総務部長、業務監査部長 ほか

アドバイザー： 岩田合同法律事務所 吉原朋成弁護士、同 上田淳史弁護士、
同 沖田美恵子弁護士、同 溝口貴之弁護士

事務局： 業務監査部、火力発電部

2-1-4： 水力部門点検・調査対策部会

部会長： 沢部副社長

副部会長： 前田常務取締役

メンバー： 小杉常務執行役員、水力・送変電部長、水力エンジニアリング部長、
設備運用部長、総務部長、業務監査部長ほか

アドバイザー： 岩田合同法律事務所 吉原朋成弁護士、同 上田淳史弁護士、
同 沖田美恵子弁護士、同 溝口貴之弁護士

東京工業大学大学院 大町達夫教授

事務局： 業務監査部、水力・送変電部

表 2-2： 発電設備の点検・調査に係る全社コンプライアンス委員会、点検・調査統括本部、火力部門点検・調査部会及び水力部門点検・調査部会の開催状況

	開催回数	開催日
全社コンプライアンス委員会	5回	平成18年12月14日、12月20日 平成19年1月22日、3月12日、3月26日
点検・調査統括本部	4回	平成19年2月7日、2月23日、3月19日、 3月22日
火力部門点検・調査対策部会	6回	平成19年1月16日、2月7日、3月1日、 3月5日、3月16日、3月22日
水力部門点検・調査対策部会	7回	平成18年12月27日 平成19年1月15日、1月19日、2月7日、 3月6日、3月16日、3月22日

表 2-3： 機関別コンプライアンス委員会設置機関

- (1)火力部門： 磯子火力発電所、高砂火力発電所、竹原火力発電所、橘湾火力発電所、
松島火力発電所、松浦火力発電所、石川石炭火力発電所
- (2)水力部門： 北海道支店、東日本支店、中部支店、西日本支店
- (3)その他部門： 大間原子力建設準備事務所、若松総合事業所

注： 大間原子力建設準備事務所は発電設備が存在せず、また、若松総合事業所は試験設備以外の発電設備が存在しないため、今回の点検・調査の対象外。

3．点検・調査方法、対象等

3.1 点検・調査方法

当社では、過去の不適切な取り扱いの事実及びその原因を網羅的かつ効果的に把握するため、前述の点検・調査体制の下、対象となる発電設備に係る公式書類(注)及び関連書類を洗い出し、それらを照合しながらデータの改ざん・不適切な取扱い、必要な法的手続きの不備その他の法令違反の有無の確認を行った。

注：公式書類は内規に基づき内容種別により保存年限が定められており、保存年限経過後は原則として廃棄される。

この書類点検・調査により問題点が確認され又は疑義が発見された場合には、当該業務関係者(過去に当該業務関係者であった者、業務委託先等を含む)に対する聴取を行い、事実関係の確認及び原因究明を行った。なお、聴取に当たっては、聴取対象者のプライバシーの確保及び証言による不利益な取扱いの禁止に留意し、慎重な対応を行った。

計器類については、模擬信号を入力し出力値と照合する等の手段により信頼性を確認した。但し、設備運転中に可能な限り実施しているが、今後設備の停止にあわせ順次実施する計器もある。

また、前述のとおり公式書類が保存年限の満了により廃棄されている場合が少なくなく書類点検・調査に限界があるため、書類点検・調査を補完する目的で、既設の「コンプライアンス相談窓口」から当社グループ全従業員(後述)に対してアンケートを実施し、「発電設備に係る関係法令に関する反コンプライアンス事案への関与又は見聞の有無」及び「関与・見聞がある場合はその内容」について調査を行った。

このアンケートで申告された事項については、コンプライアンス相談窓口が内容の確認を行った後、部会作業チームに指示して事実関係の有無・内容、原因調査を行った。このアンケートにおいてもプライバシー及び不利益取扱いに十分に注意を払うと共に、さらには各機関の機関長から対象者へ宛てたメッセージの送付や職場単位ごとのミーティング等を通じて、「回答しやすい環境・雰囲気作り」に努めた。

さらに、他電力会社で判明した法令違反事案についても各機関への情報の提供・共有化を図り、同様事例の有無について聴き取り調査を行った。

3.2 点検・調査対象

当社では、「発電設備に係る点検について」(経済産業省 平成 18・11・30 原院第 1 号)において水力発電設備、火力発電設備及び原子力発電設備が点検・調査の対象とされているが、このうち原子力発電設備を保有していないためこれを対象外とし、保有するすべての火力発電設備(地熱発電設備を含む)及び水力発電設備を点検・調査の対象とした。

各点検・調査対象の発電設備数を表 3-2-1 に、点検・調査の対象期間を表 3-2-2 に示す。

表 3-2-1 点検・調査の対象発電設備数

発電設備	設備総数	調査対象数	備 考
火 力	8 発電所 (15 ユニット)	8 発電所 (15 ユニット)	1 地熱発電所(1 ユニット)を含む
水 力	59 発電所	59 発電所	

表 3-2-2 点検・調査の対象期間

発電設備	点検・調査の対象期間	備 考
火 力	書類点検・調査については原則として内規による文書保存期限内その他のものについては可能な限りすべての期間	内規による文書保存期限 ・工事施行(一般)に係るもの 5年 ・使用前自主検査に係るもの 10年 ・その他の法定検査に係るもの 5年 ・環境関連に係る記録 5年 なお、保存期限満了後の文書であっても現存文書については極力確認を行った。
水 力	同上	内規による文書保存期限 ・工事施行(一般)に係るもの 5年 ・使用前自主検査に係るもの 10年 ・その他の法定検査に係るもの 5年 なお、保存期限満了後の文書であっても現存文書については極力確認を行った。

3.3 アンケート実施状況

アンケートの実施状況は以下のとおりである。

(1)実施期間：平成 19 年 2 月 8 日～平成 19 年 2 月 19 日

(2)アンケート対象者：当社グループ全従業員

〔当社及び主要子会社 7 社(注)の全社員並びに、パート、派遣契約、業務委託契約、請負契約等に基づき当社の事業所内に常駐して業務に従事する者全員〕

注：「主要子会社 7 社」とは、(株)JP ビジネスサービス、(株)JP ハイテック、(株)ジェイペック、開発電子技術(株)、(株)開発設計コンサルタント、(株)JP リソース及び(株)ジェイパワーエンテックをいう。

(3)対象者数、回答者数及び回答率

区 分	対象者数(注)	回答者数	回答率
当社	2,400名	2,170名	90.4%
関係会社	4,300名	3,200名	74.4%
合計	6,700名	5,370名	80.1%

注：パート、派遣契約、業務委託契約、請負契約等に基づき当社の事業所内に常駐して業務に従事する者については概算値

(4)申告の内訳

申告内容内訳		申告者の内訳	
区 分	申告者/件数(注1)	当社(匿名含む)	関係会社
火力発電設備に係るもの	135名/184件	99名	36名
水力発電設備に係るもの	165名/238件	132名	33名
その他(注2)	22名/23件	13名	9名
合計	322名/445件	244名	78名

注1：申告件数の中には、調査の結果問題がないことが確認されたもの、申告内容が曖昧で事実関係を確認できなかったものを含む。

注2：今回の点検・調査の対象外であるが、通常のコンプライアンス相談窓口への相談・通報として対応する。

申告された事案については、各部会作業チームを通じて各機関において事実の確認・調査を実施した。

3.4 法令違反等の有無の判断基準

法令違反等の有無の判断に当たって判断に迷うものについては、個別案件ごとに弁護士の見解を得てこれに従った。

なお、法令違反が確認された事案のうち、事実又は記録数値の改変であって、改変理由を合理的に説明することができず、かつ法令違反を隠蔽する意図があり又はその意図が推測される場合を「データの改ざん」、それ以外の場合を「データの不適切な取扱い」とした。

3.5 法令違反事案の評価区分

当社では、データの改ざん又は不適切な取扱い、必要な法的手続きの不備その他の法令違反があったと判断した事案について、設備の保安維持・外部環境への影響の観点から表3-5に示す区分により評価した。

なお、この評価区分いずれであってもコンプライアンス上の問題を含み、また社会的責任を免れるものではない。

表 3-5 評価区分

評価区分	内 容
A	法令（環境保全協定・公害防止協定含む）違反が行われており、かつ設備の保安維持・外部環境に重大な影響のあるもの
B	法令（同上）違反が行われているが、設備の保安維持・外部環境への影響が小さなもの
C	法令（同上）違反が広範囲又は継続的に行われているが、設備の保安維持・外部環境への影響に問題はないもの
D	法令（同上）違反が行われているが、設備の保安維持・外部環境への影響に問題はないもの
その他	コンプライアンスの観点から問題のある可能性があるもの

4. 点検・調査結果

4.1 法令違反等の事案

発電設備に係る点検・調査の結果、データの改ざん又は不適切な取扱い、必要な法的手続きの不備その他の法令違反等が、表 4-1 のとおり確認された。

いずれの事案も法令違反は是正済みであるか又は是正に向けて関係行政機関と協議中である。

また、B 区分該当事案は、設備の保安維持の観点から B 区分と評価したものであるが（外部環境への影響なし）、本報告提出日（平成 19 年 3 月 30 日）までに所要の検査を完了し設備の保安維持に問題がないことを確認している。

表 4-1 調査結果

種 類	評価 区分	火力部門	水力部門
既報告分 (注)	-	なし	23 発電所 3 事案
今回報告分	-	8 発電所 (15 ユニット) 13 事案	9 発電所 3 事案
合 計	A	なし	なし
	B	1 事案	なし
	C	8 事案	2 事案
	D	なし	4 事案
	その他	4 事案	なし
		8 発電所 (15 ユニット) 13 事案	29 発電所 6 事案

注：水力部門においては、平成 18 年 11 月 21 日付「水力発電設備に係る調査について」（経済産業省平成 18・11・20 原第 5 号）及び平成 18 年 12 月 21 日付「電気事業法第 106 条第 3 項の規定に基づく報告の徴収について」（経済産業省平成 18・12・20 原第 12 号）に基づき、平成 18 年 12 月 20 日及び平成 19 年 1 月 24 日に経済産業省へ報告した。このほか河川法に関する国土交通省への既報告事案として 58 発電所がある。

4.2 各事案の詳細

点検・調査により確認されたデータの改ざん又は不適切な取扱い、必要な法的手続きの不備その他の法令違反の詳細については、火力部門については別冊 1 に、水力部門については別冊 2 に示す。

4.3 アンケートに基づく調査結果

アンケートに基づき申告のあった事案を調査した結果、発電設備に係る法令違反等が確認できたものが火力部門 5 事案、水力部門 3 事案、合計 8 事案あった。

発電設備に係らない申告については、通常のコンプライアンス相談窓口への相談・通報として対応する。

5 . 原因究明

5.1 原因分析

各法令違反等の個別の原因については、別冊 1 及び 2 に示す。これらを分析した結果、表 5-1 に示す、各事案に共通する背景や問題点を認めることができた。

表 5-1 共通する背景・問題点

分 類	内 容
企業風土・社員気質に係るもの	<ul style="list-style-type: none">・ 個人・組織に都合のよい自己解釈で行動・ 意思決定や判断が実質的に部門や職種内で行われ、また、お互いに他部門・他職種の業務に口出ししない・ 組織内で問題が認識されても、内々に処理して隠そうとする意識（現場で問題を処理し、上位機関・監督官庁に報告しない）・ 電力の安定供給（出力確保、運転継続）を優先し、ルールに対する正しい解釈が働かない
内部統制システムに係るもの	<ul style="list-style-type: none">・ 担当者任せで、管理職・上位機関による不正や誤りをチェックする仕組みが機能していなかった・ 部門間・職種間の牽制が機能していない・ 内部監査によっても法令違反を防止、発見できなかった
その他	<ul style="list-style-type: none">・ 業務に係る法令に対する知識不足・理解不足

5.2 コンプライアンスの取り組み

(1) 当社におけるこれまでのコンプライアンスの取り組み

当社では、これまでも以下のとおりコンプライアンス活動の推進に取り組んできました。

- 平成 10 年 9 月 「企業理念」の制定
- 平成 13 年 1 月 「企業行動規範」の制定
- 平成 15 年 4 月 「コンプライアンス行動指針」の制定
- 平成 15 年 5 月 「コンプライアンスガイドブック」を社員に配布
「コンプライアンス委員会設置運営要綱」の制定
「全社コンプライアンス委員会」及び「コンプライアンス相談窓口」の設置
- 平成 15 年 5 月～9 月 現地機関・関係会社へのコンプライアンス説明会実施
- 平成 15 年 7 月 社外講師によるコンプライアンス講演会開催
- 平成 15 年 10 月 「コンプライアンス推進規程」の制定
- 平成 16 年 3 月 社外講師によるコンプライアンス講演会
- 平成 17 年 7 月 「機関別コンプライアンス委員会」設置
- 平成 17 年 11 月 危機管理・安全管理・コンプライアンスをテーマに全国機関長会議を開催
- 平成 18 年 11 月 コンプライアンスをテーマに全国機関長会議を開催
- 平成 18 年 11 月 コンプライアンスに関し地方機関での役員との意見交換実施
～12 月（役員が全国 24 機関を訪問し、コンプライアンスに係る訓示と議論を実施）

コンプライアンスに係る社内研修として階層別（新入社員、新任主事格、新任課長格）、部門別の研修を毎年実施している。また、平成 17 年度には、当社グループ社員全員を対象としてイントラネットを利用した日本能率協会の「企業コンプライアンス基礎コース」の e ラーニングを実施した（当社社員の受講率約 90%）。

全社コンプライアンス委員会の開催頻度は以下のとおりである。

平成 16 年度	1 回
平成 17 年度	1 回
平成 18 年度	6 回

社内に設置したコンプライアンス相談窓口への相談・通報実績は年数件であり、企業倫理に関わるもの及び就業態度に関わるものがほとんどである。

(2) これまでのコンプライアンスへの取り組みに対する反省

上述のとおり当社ではコンプライアンスに取り組む仕組みを整備し、また、節目ごとの研修を通じて社員に対するコンプライアンス教育も実施してきた。

それにもかかわらず、これまで長年にわたって今回の点検・調査で判明した反コンプライアンス行為が行なわれてきた事実を、当社は重く受け止め真摯に反省しなければならない。

今回の点検・調査を機に従来のコンプライアンスの取り組みを見直してみると、以下の点において不十分であったと考える。

- 仕組みを作ったが、その運用に関して PDCA サイクルが十分に行われていない。
(平成 16 年度及び 17 年度は目立った活動がない。平成 18 年度も法令違反事案が発生したことを受けて活動が行われている)
- 機関別コンプライアンス委員会は各機関内の組織として位置付けられており、
全社コンプライアンス委員会との連携が十分ではない。
- コンプライアンス研修は、必ずしも全社員に対して十分に行われているとは言い
難い。
- コンプライアンス相談窓口が十分に活用されているとは言えない。
- 発生した法令違反事案が十分に社内に周知されていない。
- 法令違反事案が指摘された後のフォローアップが十分に行われていない。

6 . 再発防止策

6.1 各事案・各機関特有の原因に対する再発防止策

各事案又は各機関特有の原因に対する再発防止策については、別冊 1 及び 2 に示す。なお、別冊 1 及び 2 に示した再発防止策のうち一部は既に実施済みであり、また、速やかに実施可能なものについては準備整い次第、実施していく。

6.2 全社的な再発防止の方向性

前項(5 . 原因究明)で述べた全社共通の原因に対する再発防止策について、表 6-2 に示す方向性により取り組むこととする。

特に、企業風土・社員気質の改革は、会社の経営層における議論にとどまらず、グループ企業間や職場単位の対話を繰り返し、当社グループ全体で長期的視野に立ち持続的な活動により浸透・定着させていかなければならない。

具体的再発防止策については引続き検討を行い、既実施のものも含め 4 月に改めて報告する。

表 6-2 再発防止策の方向性

共通する背景・問題点		再発防止策の方向性
分類	内容	
企業風土・社員気質に係るもの	個人・組織として都合のよい自己解釈で行動	職場内での対話を促す雰囲気作り 自己解釈を行わないルール作り
	意思決定や判断が実質的に部門や職種内で行われ、またお互いに他部門・他職種の業務への口出しを控える	部門間の人事交流
	組織内で問題が認識されても、内々に処理して隠そうとする意識（現場で問題を処理し、上位機関・監督官庁に報告しない）	責任者に対する厳正な処分 企業倫理の徹底（特に管理監督者）
	ルールの遵守よりも電力の安定供給（出力確保、運転継続）を優先し、ルールに対する正しい解釈が働かない	ルールの遵守を最優先とする職場の雰囲気作り コンプライアンス教育の強化
内部統制システムに係るもの	担当者任せで、管理職・上位機関による不正や誤りをチェックする仕組みが機能していなかった	業務プロセスとそこに潜む不正・誤りの発生リスクの可視化と当該リスクへの対策
	部門間・職種間の牽制が機能していない	部門・職種間のコミュニケーションの活発化
	内部監査によっても法令違反を防止、発見できなかった	自己点検・自己監査及び業務監査の見直し
コンプライアンス推進活動に係るもの	PDCA サイクルが不十分	コンプライアンス推進体制の再点検
	全社活動と機関別活動の連携不足	
	コンプライアンス研修が不十分	全社員を対象とした効果的な研修の反復・継続
	コンプライアンス相談窓口の利用の少なさ	コンプライアンス相談窓口の活用の周知と対応窓口の多チャンネル化（法律事務所等外部機関への委託を含む）
その他	業務に係る法令に対する知識不足・理解不足	社員教育・研修の在り方の見直し 部門ごとの担当業務に係る法令の教育

7. 今後の取り組み

当社ではコンプライアンスに関して全社的に様々な取り組みを実施してきたが、数多くの法令違反事案が防止・発見されないまま長年にわたり広範囲に行われていたことが判明した今回の点検・調査結果に鑑みると、コンプライアンス意識が社員に十分に浸透・定着せず、行動に結び付いていなかったことを率直に認めざるを得ない。

この事実を真摯に反省し、今後責任の所在を明確化した上で、当社経営陣そして社員一人一人が、さらには当社グループ全体が、再発防止に向けて企業風土・社員気質の改革、内部統制システムの充実及びコンプライアンスの推進を図り、社会の模範となるようたゆまぬ努力を継続していくこととする。

以 上